

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成27年3月23日第8回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 鮫島達・濱脇嘉則・雨田勇・上妻廣美
小山田弘幸・日高隆克・赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 久保田純一・日高信行・戸田和代
3. 欠席委員
(公選) なし
(選任) 石堂季男
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
日程 第6 承認第2号 農地法第3条許可の下限面積(別段面積)の設定について
日程 第7 承認第3号 平成27年度標準農作業料金(案)の承認について
5. 議事
(議 長)ただいまから、平成27年第8回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、7番戸田委員、8番鮫島安平委員を指名します。
(議 長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
(委 員)異議なし。
(議 長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議 長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。
(事務局)はい。資料の1頁から2頁をお開き下さい。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数6件、筆数19筆、面積28,032㎡、畑21,545㎡、田6,487㎡。賃貸借権、件数1件、筆数2筆、面積1,736㎡。畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項、各号には該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程、宜しくお願いたします。
(議 長)次に第1項の順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明を

す。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。譲渡人は〇〇さんの下に〇〇の名前がありますけど、これは〇〇さんの〇〇〇〇たちでございます。同意ということでありま。すので宜しく願いいたします。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位3について担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい。10番、上妻です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位3について説明いたします。去る3月21日、午前8時、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-6、地目畑、面積773㎡です。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町坂井〇〇〇〇番地3 〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇〇〇前の県道を〇〇〇〇に向かいまして約150m行きますと、〇〇〇〇さんの家が右側にあります。その道の反対側のすぐ入り口の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。以上です。

(議 長)ご苦労さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局) 別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位4について、担当調査委員の14番濱脇が説明します。

(14番委員)第1項順位4について説明いたします。去る3月15日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在は、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積2,170㎡。同じく大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積598㎡です。譲渡人は、住所 茨城県〇〇〇〇〇〇〇〇2102番地5、〇〇〇〇さん。譲受人は、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、〇〇〇〇の公民館から東へ500m程の下り坂の途中に〇〇〇〇の入り口がありますが、そのの

反対側の右上の畑になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項の順位5について担当調査委員の6番小山田委員の説明をお願ひします。

(6番委員)6番小山田でございます。第1項順位5について説明をいたします。去る3月20日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積996㎡。大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇-9、地目畑、面積1,114㎡。大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積2,028㎡。大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積1,034㎡。大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積1,504㎡です。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇〇〇30番8号、〇〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町坂井〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、大字坂井の字〇〇、この2枚ですけれども、〇〇〇〇を過ぎまして、〇〇〇〇があります。それをずっと上中方面に走りますと、坂を上りきったところに右に〇〇〇〇がございますが、そこを右に入りまして〇〇〇〇が左側でございます。それを50mくらい行きますと左手に道がございます、それを左手に曲がりまして、3枚畑がございます。その下から2枚の畑でございます。それから字の〇〇と言う場所は、その〇〇〇〇をまっすぐ50m程行きますと、左手にエン麦を作っている畑がございます。その畑でございます。それから字〇〇の田んぼですけれども〇〇〇〇を左に、〇〇方面へ下りますと、坂を下りきったところに〇〇がありますが、その坂を下りきった、すぐ右側に道がございます。それをまっすぐ進みまして100m程行きますと2枚田んぼがあります。その田んぼでございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しましても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願ひいたします。

(議 長)ご苦勞さまでした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

地番〇〇〇〇－１，地目畑，面積 940 ㎡。大字納官，字〇〇〇，地番 〇〇〇〇－２，地目畑，面積 796 ㎡です。合計 1,736 ㎡，地目畑です。貸人，住所 中種子町納官〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。借人は，住所 中種子町納官〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さんです。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が経営拡張となる賃借です。賃借の内容につきましては，賃借料年間 15,000 円，賃借期間５年による設定です。場所につきましては，国道５８号線の〇〇〇〇〇〇より，東に 800m 程上がったところの，〇〇〇〇の十文字より，〇〇へ 100m 行ったところの道下，右側の畑でございます。この畑は２筆になっておりますけども，ほとんど１枚になっております。現在さとうきびの春植えをしております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程，宜しくお願いします。

(議 長)事務局からの補足説明はありませんか。
(事務局) 別にありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決をします。議案第 1 号第 1 項順位 1 から順位 6，第 2 項順位 1 については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。従って，議案第 1 号農地法第 3 条申請についての所有権移転順位 1 から順位 6，賃貸借権順位 1 は許可することに決定します。

(議 長)次に日程第 4，議案第 2 号「農地法第 5 条申請について」を議題とします。第 1 項について，担当調査員の 5 番赤坂委員の説明をお願いします。

(5 番委員) はい，5 番赤坂です。議案第 2 号第 1 項農地法第 5 条申請について説明いたします。申請人，譲受人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町油久〇〇〇〇番地 2。譲渡人，〇〇〇〇さん。住所 中種子町油久〇〇〇〇番地。申請農地の表示，大字油久，字〇〇，地番〇〇〇〇番 9，地目畑，地籍 176 ㎡。転用目的，一般住宅，申請理由，〇〇で住まいを失ったため，申請地に新しい住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域外，農振農用地外，２種農地，その他の農地。棟数・面積等，居宅 1 棟，70.96 ㎡。建ぺい率，40.32%でございます。この案件につきましては，先般 3 月 16 日，午前 9 時より，職務代理，鮫島委員，下村委員，小山田委員，事務局，それと申請人の 〇〇〇〇さん立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所でご

ざいますけれども、野間・熊野線に〇〇〇〇があります。その十文字がございまして、それを右の方に、〇〇の方に向かいまして、約70~80m,100m行かないくらいのところの道沿いの左側でございます。この案件は〇〇で住まいを失い、現在申請地近くに仮住まいをしているもので、申請地を求め、住宅を新築するもので、実現性ありです。申請地は造成を行わず、現状のままで利用することです。排水計画についても、合併浄化槽を設置し、側溝に放流し、被害防除計画記載等の措置をとり、建物の高さも低く、周辺の農地の日照、通風等についても影響はありません。資金計画についても自己資金で残高証明も添付されておりますので実現確実です。現地で検討しました結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いします。

(議長) ご苦労さまでした。現地に同行した委員、事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ありません。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号、第1項については、決定することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。従って、議案第2号、農地法第5条申請の第1項については許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長) 次に日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の4頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の承認について。平成27年3月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、筆数2筆、賃貸借権11件、筆数35筆、面積108,812㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については資料の4頁から23頁に添付しております。なお、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員) 3番。

(議長) はい、どうぞ。

(3番委員) 雨田です。この書類の中で、19頁と、他にもいっぱい結構あるんですけど、19頁を参考にして、金融機関のところの種子屋久農協、口座、当座と書いてありますけども、ここまではいいと思うんですけど、口座番号が載っているんですけども、これは個人情報とかそういう

うのには影響ないんですか。他の時には書いてないんですけども、書いてるのが2、3あるんですが、それは関係ないんですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局)はい。まず、この資料につきましては農業公社分になります。載ってない分については公社の方が利用権設定を受けるものが、話の中で現金の場合もあったり、口座にしている場合もあって、本人の意志により書いているものですから、これについては載っているものと載っていないものがあるんですけど。この個人情報については、以前からこの資料については載せているんですけど。

(事務局長)はい。

(議長)事務局長お願いします。

(事務局長)はい。只今ご指摘にありましたとおり、これは個人情報ではございますが、これが公に出して良いかどうかという、今現在でははっきり説明できませんが、これが個人情報として、資料で公開するべきものでなければ、ここは黒く消すかたちで出すか、そういう方法をとらせていただきますので、ちょっと検討させていただけますか。農業委員会の資料ということで出しているの、公に出しているわけではないので、大丈夫ではないかという判断でしたんですけども、再度確認をさせていただいてよろしいでしょうか。今後検討した結果、それに触れるようであれば黒く消して、総会にお出しするようなかたちをとらせていただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(3番委員)いいですか。

(議長)3番、どうぞ。

(3番委員)はい。3番雨田です。今のことについてですね、差し支えがないということになれば、同じ公社の書類の中で書いているものと書いてないものがあるんですけど、ここらは統一にして、書いたら書く、書かないなら書かないとか言うような方法が書類を見るときに見やすいんじゃないかなと思いますけど、この辺のところもまたお願いします。

(事務局長)はい。

(議長)事務局長。

(事務局長)今の関係で言いますと、例えば16頁なんですけども、ここには書いてないんですけども、資料の真ん中辺りの支払い方法が現金とありますが、このような場合は記載はないということになります。

(議長)事務局。

(事務局)はい。今、局長が説明された通りなんですけども、たぶん一つですね22頁の分は口座振替となっているんですけど、書いてないものがあると思います。ここの資料は私のミスでございます。今後は局長の言われた先程の意見を参考にして、資料をつくりたいと思いますので宜しくお願いします。

(議長)只今、事務局からありましたけど、雨田委員それでよろしいでしょう

か。

(3番委員)はい、いいです。ただ、気づいたものですから。そういうことで、
お願いしておきます。

(議長)他に、質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定します。

(議長)次に日程第6、承認第2号、「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局長)どうもお疲れ様です。それでは承認第2号について私の方から説明させていただきたいと思えます。資料の24頁になります。承認第2号、「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）の設定について」でございます。これにつきましては、平成21年に公布された、改正農地法によりまして、下限面積の設定が県知事から各市町村の農業委員会に変更され、農業委員会が新たな面積を設定をしなければ、農地法第3条第2項第5号の規定により下限面積が設定されることとなります。これまでの経緯ですけれども、平成21年11月16日に1市2町の会長・局長会議で、島内で統一した下限面積50aを維持し、制令で定める別段面積については、農地法施行令第6条第3項1号の規定により、草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合、ハウス栽培等になると思えますが、下限面積以下でも、考慮するとの意見で提案され、本町において平成21年11月24日開催の定例会で承認されている状況でございます。平成27年度の下限面積についても新たに設定しなければなりません。農地法施行規則第17条第1項第3号の規定による、基準に照らし合わせ、また農家の経営面積等の大きな変化がないという判断の下、現行の下限面積50aとし、下限面積以下の場合については、先程申しました、集約的に農業が行われる場合という、農地または採草牧地の権利移動の不許可の例外による対応をすることとしたいと考えますので承認を求めるものでございます。資料の参考欄にございますが、農地法の施行規則の中で、農林業センサスのデータで、農家個数の占める割合が、40%を下回ってはならないという決まりがございまして、中種子町でいくと40%を下回らないためには50a未満のところまで入れないと40%を満たさない。現在50aという下限面積の設定がなされております。そのようなことで平成27年度につきましても、下限面積50a、また、

集約的農業についてはそれ以下でも、考慮して検討するという考えの中で決定をしたいと思っておりますので、ご承認の程、宜しく願いをいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）の設定について」の件については承認することに決定しました。

(議長)次に日程第7、承認第3号、「平成27年度標準農作業料金（案）の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局長)はい、どうもお疲れ様です。引き続き私の方で説明をさせていただきます。一番最後の頁、25頁になります。平成27年度標準農作業料金（案）ということで、これにつきましては、去る2月26日、南種子町において、南種子町の農業委員会事務局職員、それから中種子町の農業委員会の事務局職員、それから種子島農業公社から3名、それと中種子町と南種子町の大型機械の農家の代表2名、計11名により、この標準農作業料金について審議・検討を行いました。また3月2日の町の技連会の作物部会において、本案を提案して、そこでも承認をいただいております。標準農作業料金につきましては、まず昨年と変更となった項目について説明をさせていただきます。一番上の一般農作業の料金ですが、昨年5,400円で行っていただきました。27年度の場合につきましては、5,424円と24円上がって行っていますが、これは鹿児島県の最低賃金が1時間あたり、678円となっております。これを下回ることはできないだろうということで、678円の8時間をかけまして、5,424円の設定とさせていただきます。他に変わったところはございません。昨年と同様の提案で行っていただきます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「平成27年度標準農作業料金（案）の承認について」の件は承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成27年第8回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者